

国民年金だよ！

国民年金後納制度が始まります！

法律の改正により、国民年金保険料を遡って納めることができる期間が、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、過去2年から過去10年に延長されます。

この制度により、過去10年間に保険料を納めることができなかった期間の国民年金保険料を納めることにより、将来の年金額を増やしたり、年金受給権の確保につなげることができます。

👉 **制度を利用するには事前申し込みが必要です** 👉

国民年金後納制度を利用して国民年金保険料を納めるには、事前の申し込みが必要となります。

申し込みの相談につきましては、国民年金保険料専用ダイヤルか苦小牧年金事務所又は町民生活課へ問い合わせください。

👉 **『追納制度』での納付も対象となります** 👉

過去に経済的な理由などで納付免除

や納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間も、10年以内であれば遡って納付し、将来の年金額を増やすことができるのが追納制度です。

この追納制度は後納制度と違い、10年以内であればいつでも申し込みができます。

希望される方は苦小牧年金事務所又は町民生活課へ問い合わせください。

●国民年金後納制度対象者

老齢基礎年金受給者ではない方で

- ① 満60歳未満の1号保険期間に未納・未加入期間がある者
- ② 国民年金に任意加入をしたが未納である者

●対象期間

申請月より10年以内の未納及び未加入期間の国民年金保険料

●保険料

当時の国民年金保険料に加算額を加えた額

○問い合わせ先

国民年金専用ダイヤル

☎0570・011・050

苦小牧年金事務所

☎0144・36・3135

環境衛生だよ！

👉 **動物愛護週間** 👉

9月20日(木)から9月26日(水)は動物愛護週間です。

動物愛護週間は、命の大切さや動物と人とのより良い関係について、国民一人一人に考えてもらうための週間となっております。

愛護動物をみだりに殺し又は傷つけた場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

また、愛護動物に対しみだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させるなどの虐待を行った場合、あるいは遺棄した場合は、50万円以下の罰金に処されます。

👉 **ペットの飼い主の方へ** 👉

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。

飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

※狂犬病予防注射を受ける（注射は年に1回、注射料は3040円）。
※最近迷い犬の保護が相次いでおりますので、犬を飼われている方は今一度首輪等の確認をお願いいたします。

👉 **守ってほしい5カ条** 👉

① 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう。
② 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。
③ むやみに繁殖をさせないようにしましょう。

④ 動物についての感染症の知識を持ちましょう。

⑤ 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう。

👉 **新冠共同墓地の公募** 👉

町で管理している新冠共同墓地について、現在空き区画があり、1年以内にお墓を建立する方で、新冠町に住所を有する方に対し、随時墓地使用許可申請の受付を行っております。

新冠共同墓地（字西泊津）

9区画6㎡ 使用料2万円

○問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ

☎0146・47・2112

ふるさとカルタ紹介⑤

⑤ 日高山脈の山々

日高山脈は日本でも有数の大山脈で、主峰の「幌尻岳（2052m）」、「トツタベツ岳（1917m）」をようする。

数千年前、東西のプレートが持ち上げられ山脈へと成長した。多くの高山植物やナキウサギ、オオワシなど貴重な動物も生息する。幌尻岳の北東には「七つ沼カール」という氷河時代につくられた圈谷（けんこく）がある。

幌尻岳は人の霊が住むところというアイヌ伝説が残り、神秘的な場所としても知られている。

幌尻の

七つ沼カールに

鳴き鬼



幌尻の七つ沼カールに鳴き鬼

※ふるさとカルタは、新冠町開町130年・町制施行50年記念事業の一環として作製したもので、読み札の題材を「新冠郷土文化研究会」が選定し、そのお題に沿って「新冠俳句の会」が読み札語句を、「新冠アトリエの会」が絵札を担当して作り上げた町民手作りのカルタです。